

指定管理者制度におけるスライド制度の 基本的な考え方

令和8年8月
石川県

1 目的

近年、全国的に労務費や原材料費等が上昇しており、指定管理施設の経営リスクが増大し、サービスの質の低下を招く恐れがある。

こうしたことを踏まえ、指定管理者による健全な運営管理や、適正な業務の履行確保を目的として、賃金及び物価水準に一定の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（以下、「スライド制度」という。）を導入する。

2 制度概要

(1) 基本的な考え方

賃金及び物価水準の変動に係る客観的な指標を基に、指定管理料を変更する上限額（以下、「スライド上限額」という。）を算定し、スライド上限額の範囲内で、当該年度の指定管理料の増減を行う。

(2) 対象施設

指定管理者制度を導入している全ての公の施設

(3) 適用開始時期

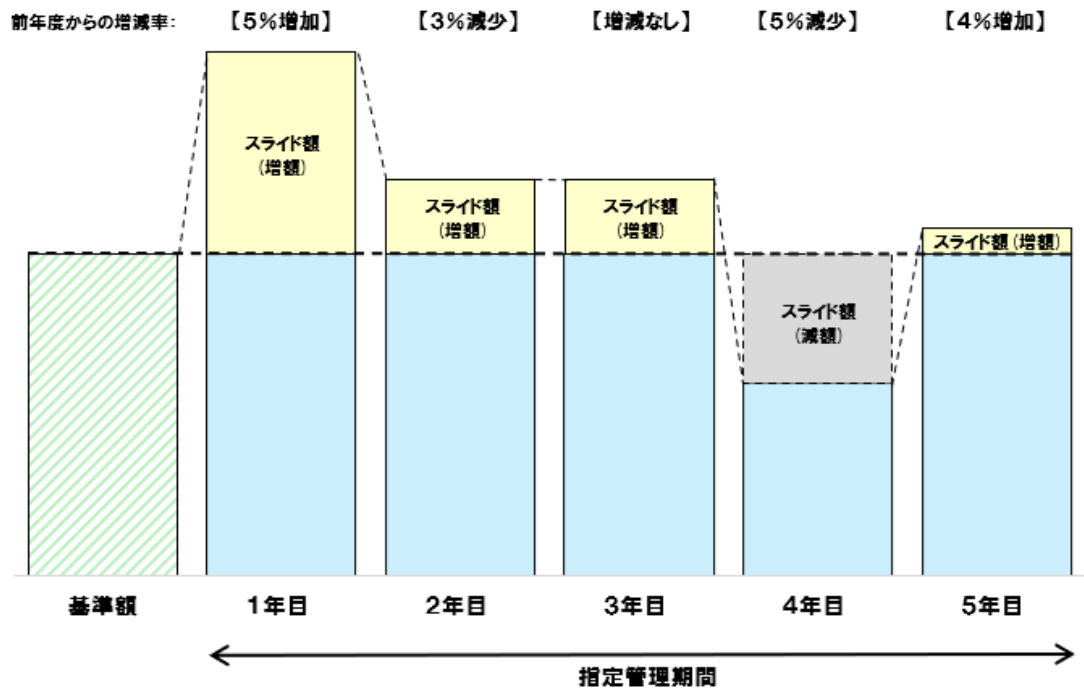
- I 令和9年4月1日以降に指定管理を開始する全ての施設
- II 指定期間中の施設については、令和9年度以降の期間に適用する。

(4) スライド制度を適用する基準

ア 人件費

賃金水準の変動に係る指標（下記(6)ア）を基に算定した変動額の全額について、スライド制度を適用する。

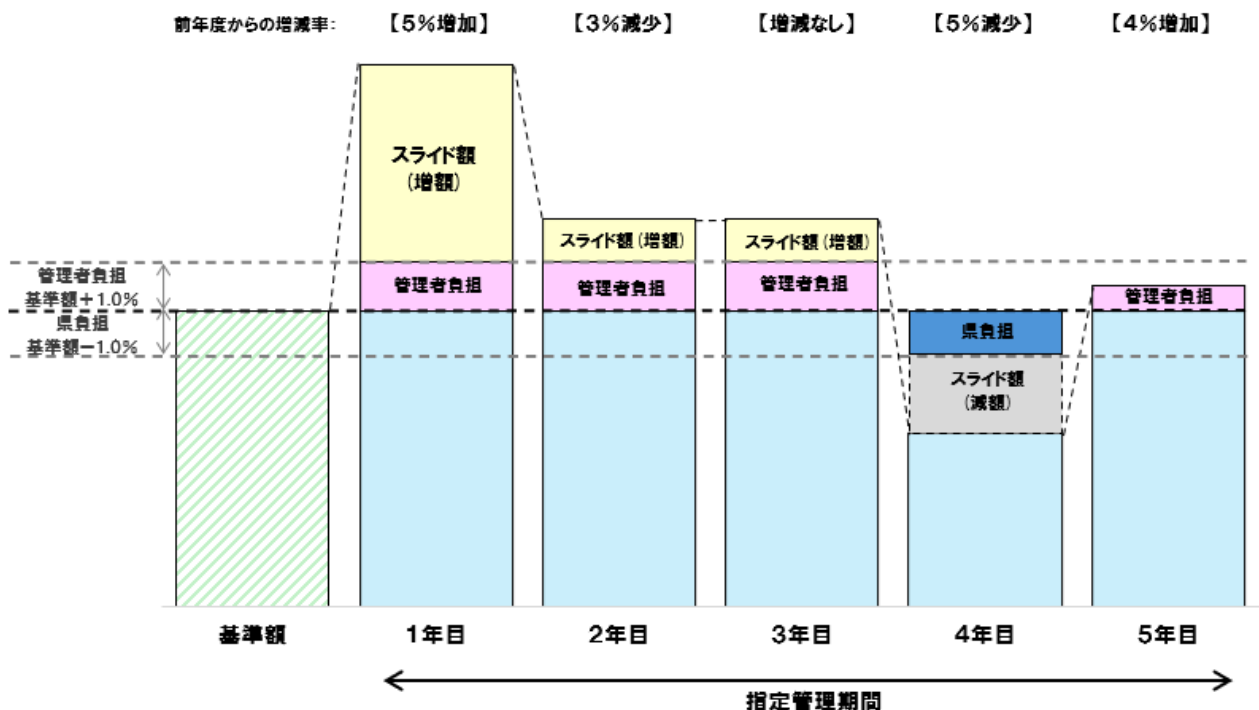
【イメージ図：人件費】



イ 物件費 (光熱水費、その他物件費)

物価水準の変動に係る指標（下記(6)イ①②）を基に算定した変動額から、一定のリスク分担として、基準額の±1.0%を超える部分について、スライド制度を適用する。

【イメージ図：物件費】



(5) 対象経費

指定管理の申請者が指定申請時に県に提出した事業計画書に記載された人件費及び物件費のうち、賃金及び物価水準の変動の影響を受ける経費をスライド制度の対象とする。

ア 人件費

指定管理者が県の指定管理施設において直接雇用する従業員に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金のうち、人件費に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

なお、指定管理者が J V の場合には、構成団体の従業員（当該施設の管理・運營業務に直接携わる者に限る。）に係る人件費も対象経費に含むものとする。

【参考】労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）抜粋

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対象として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

※（対象となる経費）：給料（定期昇給分含む）、管理職手当、超過勤務手当など
（対象外となる経費）：通勤手当、健康診断費など

各指定管理者の給与形態等により手当等の内容や取扱いが異なり、一律的な区分は困難であることから、指定管理者の実情に応じて適切に分類する。

イ 物件費

①光熱水費

申請書類として県に提出した事業計画書に記載された光熱水費に係る経費を対象とする。

②その他物件費

管理施設業務に必要であり、物件費にかかる参照指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

※（対象となる経費）：消耗品費、備品購入費、通信運搬費、修繕費、委託料など
（対象外となる経費）：租税公課、支払利息、減価償却費など

各指定管理者の支出形態により支払費目が異なる場合があることから、実情に応じて適切に分類する。

(6) 賃金及び物価水準の変動に係る指標

ア 人件費

石川県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における民間の「月例給」及び「特別給」

イ 物件費

①光熱水費

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課統計情報室が公表する「金沢市消費者物価指数（光熱・水道）」の当該年度の前年度 10 月から当該年度 9 月までの平均

②その他物件費

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課統計情報室が公表する「金沢市消費者物価指数（総合）」の当該年度の前年度 10 月から当該年度 9 月までの平均